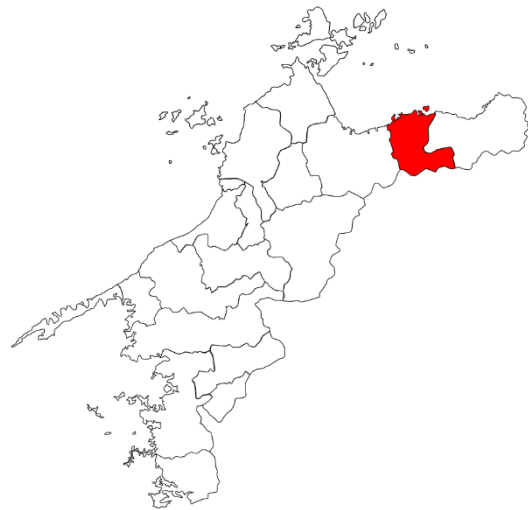


新居浜七福芋焼酎特区

都道府県名：	愛媛県	
申請主体名：	新居浜市	
区域の範囲：	新居浜市の全域	
特区の概要：	本市では、希少な品種の七福芋と呼ばれるサツマイモが、離島である大島を中心に栽培され、全国でも生産地が少なく幻の芋と称されていることから、地域の特産物としてブランド化を進めてきたが、生産者及び生産量の減少が課題となっている。これまで地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎が市外の酒造会社で製造されていたが、本特例措置を活用し、原料の生産から地焼酎の製造・販売までを一貫して地域で行うことが可能となることで、さらなるブランド力の向上や生産者・生産量の増加を図り、地域の活性化に繋げる。	
適用される規制の特例措置：	709（710, 711）：特産酒類の製造事業	



幻の芋と称される「七福芋」



新居大島の芋畑の風景